

～自治会等草刈作業に係る手続きの流れ～

手続き	時期	詳細
新規・変更時のみ		
① 面積の決定	草刈実施日の <u>1ヶ月以上前</u>	※新規/面積変更等がある場合のみ 草刈申請箇所の資料の提出。(申請箇所の写真、位置図、面積計算書) 担当職員確認のもと、面積を決定します。
↓	↓	↓
変更等ない場合は ②以降		
② 申請	草刈実施日の <u>2～3週間前</u> (来所前にお電話 ください)	草刈作業の事前申請手続き ⇒申請書類は担当職員が発行します。 【申請に必要なもの】 ・草刈場所の現況写真(作業前) ※注意! 申請後に請負契約を締結するため、契約手続きの関係上、申請後すぐに草刈作業が出来るわけではありませ せん。
↓	↓	↓
③ 請書の締結		【請書の締結に必要なもの】 ・印鑑(代表印または代表者の私印) ・収入印紙(200円)
↓	↓	↓
④ 草刈実施	契約時に設定 した工期内	※注意 (1)草刈場所の写真を撮影。(草刈作業前・中・後) (2)申請時とは別に、作業前の写真を再度撮影。 (3)写真は申請時に提出した写真と同じ画角で撮影。
↓	↓	↓
⑤ 完成報告	草刈終了後 <u>2週間以内</u> (来所前にお電話 ください)	【報告に必要なもの】 ・草刈場所の写真 (草刈作業前・中・後) ・草刈処分を証明するもの (処分費領収書または搬出時の写真等)
↓	↓	↓
⑥ 支払い	完成報告後目安 1ヶ月程度	